

喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するものとする。

3 愛鳥モデル校の指定
鳥獣の保護思想の普及として、愛鳥モデル校を期間を定めて指定するものとする。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護を指定するよう努めるものとする。

4 安易な餌付けの防止
I 第八に示すような鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下について留意するものとする。

(1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

(2) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

(3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

5 法令の普及と徹底
鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の採取等の規制の制度(法第12条第1項に基づくみみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとくもりもち等の使用規制を含む。)、法第13条第1項に基づく鳥獣、鳥獣飼養登録物の放生等の規制、法第18条第1項に基づく鳥獣、鳥獣飼養登録物の放生の禁止に関する事項、法第26条第1項に基づく鳥獣等の採取物の規制、法第35条第1項に基づくみみ網の使用、法第80条第1項に関する事項等については、都道府県民に周知徹底を図るものとする。

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣行政担当職員
鳥獣行政及び狩猟者登録を受けた者の数等を行ない、鳥

喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するものとする。

3 愛鳥モデル校の指定
鳥獣の保護思想の普及として、愛鳥モデル校を期間を定めて指定するものとする。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護を指定するよう努めるものとする。

4 安易な餌付けの防止
I 第八に示すような鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下について留意するものとする。

(1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

(2) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

(3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

5 法令の普及と徹底
鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の採取等の規制の制度(法第12条第1項に基づくみみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとくもりもち等の使用規制を含む。)、法第13条第1項に基づく鳥獣、鳥獣飼養登録物の放生等の規制、法第18条第1項に基づく鳥獣、鳥獣飼養登録物の放生の禁止に関する事項、法第26条第1項に基づく鳥獣等の採取物の規制、法第35条第1項に基づくみみ網の使用、法第80条第1項に関する事項等については、都道府県民に周知徹底を図るものとする。

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣行政担当職員
鳥獣行政及び狩猟者登録を受けた者の数等を行ない、鳥

等、各都道府県での鳥獣保護事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

(4) 鳥獣保護員の資質の維持・向上については、鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等による資質の維持・向上に努めるものとする。

3 保護管理の担い手の育成
鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえ、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成を図るものとする。
その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の協力を得、その実態を踏まえ、保護管理の実施することのできる狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実践を踏まえ、狩猟者の減少等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。
また、I第7を踏まえ、鳥獣保護管理の担い手及び鳥獣の保護管理に関する専門的知識を持つ狩猟者の確保を図るため、鳥獣保護管理に専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置
傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓蒙を含む鳥獣保護管理の観点として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等鳥獣保護事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。
鳥獣の救護施設、展示解説施設及び鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。
5 取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

の配置又は必要な活動量確保することなど、各都道府県と鳥獣保護事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

(4) 鳥獣保護員の資質の維持・向上については、鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等による資質の維持・向上に努めるものとする。

3 保護管理の担い手の育成
鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえ、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。
その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の協力を得、その実態を踏まえ、保護管理の実施することのできる狩猟者の確保及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実践を踏まえ、狩猟者の減少等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。
また、I第7を踏まえ、鳥獣保護管理の担い手及び鳥獣の保護管理に関する専門的知識を持つ狩猟者の確保を図るため、鳥獣保護管理に専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置
傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓蒙を含む鳥獣保護管理の観点として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をする等鳥獣保護事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。
鳥獣の救護施設、展示解説施設及び鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。
5 取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てるものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

ものとする。取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努めるものとする。

(1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

① 過去数年間に於いて、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。

(3) 特にタカカ科、フクロウ科の鳥類及び愛がんを目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並に等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

(4) 氏名等の記載がなく違法に設置されたものと疑われるわね等については、司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえたとし、鳥獣の捜査を行うものとする。

(5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者及び食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

(6) 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せず、愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

(7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。

(8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。

(9) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。

(10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等一層の連携強化に努めるものとする。

ものとする。取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力を努めるものとする。

(1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

① 過去数年間に於いて、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。

(3) 特にタカカ科、フクロウ科の鳥類及び愛がんを目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並に等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

(4) 氏名等の記載がなく違法に設置されたものと疑われるわね等については、法第76条の規定に基づき指名される司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえたとし、鳥獣の捜査を行うものとする。

(5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者及び食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

(6) 我が国に生息する鳥類を登録票を添付せず、愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

(7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。

(8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。

(9) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。

(10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等一層の連携強化に努めるものとする。

6 必要な財源の確保
 保護事業の財源として、都道府県においては、地方税法に
 鳥獣保護税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に
 関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。
 第10条 鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
 1 鳥獣保護事業をめぐり、現況と課題
 都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変
 化を踏まえ、鳥獣保護事業をめぐり、現況と課題を整理するもの
 とする。
 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方
 I 第二十一条及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に
 記載するものとする。
 (1) 希少鳥獣
 都道府県版レッドリストに記載されている鳥獣にあつては、必要に
 応じ、I 第二十一条制度上の区分に応じた「保護管理」に準じて対
 象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。
 (2) 狩猟鳥獣
 狩猟鳥獣であつても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体
 群の存続に支障が認められるような場合に於ては、法第12条に
 基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、
 鳥獣保護事業計画に対象種と保護管理の考え方を記載する。
 (3) 外来鳥獣等
 都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導
 入され、生態系に係る被害が生じている鳥獣については、必要に
 応じ、I 第二十一条制度上の区分に応じた「保護管理」に準じて対
 象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。
 3 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱
 地や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域
 と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護
 管理の方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、
 鳥獣保護事業計画にその地域の名称、区域、概要を示した上で、
 他地域とは別に方向性を示す必要がある事項の欄について、当
 該地域における方向性を記載することとする。
 4 狩猟の適正管理
 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数
 の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各猟制を総合的に
 活用することにより、地域の事情に応じたた

鳥獣保護税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に
 関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。
 第10条 鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
 1 鳥獣保護事業をめぐり、現況と課題
 都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変
 化を踏まえ、鳥獣保護事業をめぐり、現況と課題を整理するもの
 とする。
 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方
 I 第二十一条及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護管理の考え
 方を鳥獣保護事業計画に記載するものとする。
 (1) 希少鳥獣
 都道府県版レッドリストに記載されている鳥獣については、必要に
 応じ、I 第二十一条に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業
 計画に記載する。
 (2) 狩猟鳥獣
 狩猟鳥獣であつても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体
 群の存続に支障が認められるような場合に於ては、法第12条に基
 づく所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、対
 象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。
 (3) 外来鳥獣等
 都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入
 され、生態系に係る被害が生じている鳥獣については、必要に
 応じ、I 第二十一条に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業
 計画に記載する。
 (4) 一般鳥獣
 上記(1)～(3)以外の鳥獣については、必要に応じ、I 第二十一条に
 準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。
 3 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱
 地や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域
 と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護管理の
 方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、鳥獣保護
 事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域
 とは別に方向性を示す必要がある事項について、当該地域における方
 向性を記載することとする。
 4 狩猟の適正管理
 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の
 制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各猟制を総合的に活用
 することにより、地域の事情に応じたた

設又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

5 指定猟法禁止区域
指定猟法の考え方

(1) 指定区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な当該都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じられるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行う必要がある。現在、法第12条第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行う一つ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのある等鳥獣の保護に支障があるとき、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすおそれがある場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付すものとする。

6 鳥類の飼養の適正化

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照

猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

5 指定猟法禁止区域
指定猟法の考え方

(1) 指定区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な当該都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行う一つ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行う一つ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等鳥獣の保護に支障があるとき、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすおそれがある場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付すものとする。

6 鳥類の飼養の適正化

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照